



個別案件(専門家)

2013年06月18日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)基礎教育強化 (英)Basic Education Advisor
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	教育-教育行政
分野課題2	教育-初等教育
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	テグシガルパ
協力期間	2011年11月29日 ~ 2012年12月19日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Secretariat of Education

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス国(以下「ホ」国)の初等教育純就学率は96%(UNESCO 2009)と高いものの、就学開始の遅れや落第、退学により規定年数(6年間、12歳)で修了できる生徒は4割以下と推定されており、長期的に社会・経済発展に資する基本的な技能、知識を習得した人材を育成するためには、基礎教育の拡充が喫緊の課題となっている。「ホ」国教育省は、2003年に教育セクター開発計画(EFA-FTI計画)を策定し、2015年までに初等教育修了率100%、12歳での初等教育修了85%、スペイン語・算数の学力向上、就学前教育の就学率100%の目標を掲げアクセスの拡大、質の向上に向けた取り組みを進めている。

JICAは、初等教育レベルの留年率、退学率の低下に貢献するため、退学・落第の主要因と目されている算数科の教師の指導力向上を目指す技術協力プロジェクト「算数指導力向上プロジェクトフェーズ1、2」(2003~2011、終了)の他、協力隊派遣を通じた学習環境の改善等に対する協力を実施してきた。これらのJICA事業全体を統括すると共に、教育セクターを支援するドナーグループとの協議、調整を行うために2001年~2009年の間、個別専門家(基礎教育強化)を派遣した。その結果、基礎教育第1・第2サイクル(1~6年)においては純就学率が90%以上、修了率が85%、算数の成績が100ポイント満点で全学年平均50%と改善が見られてきた。一方、第3サイクル(7~9年)においては、純就学率が40%程度、数学の成績も30%台前半と、低迷した状態が続いている。第3サイクルの数学の成績向上のため、「ホ」国教育省は米州開発銀行(IDB)の支援を受け、教員用指導書・教科書を一部の学校に配付する計画を有している。日本からの支援実績と教育セクターの現状を踏まえ、「ホ」国政府より日本政府に対し、基礎教育全般の向上を支援するアドバイザーの派遣につき要請があった。

上位目標 「ホ」国におけるEFAおよびMDGs目標(教育関連)の達成に貢献する。

プロジェクト目標 「ホ」国基礎教育セクターに関する政策的助言を行うと共に、日本側支援が「ホ」国教育省政策ならびに他ドナー援助活動と整合性を持って実施されるよう必要な調整を行う。

成果 「ホ」国基礎教育セクターの動向把握、政策的助言(特に算数・数学教育分野、第3サイクル数学教員用指導書・教科書の改善に対する提言を含む)、「算数指導力向上プロジェクトフェーズ2」により育成された教育省技官による活動の円滑な実施。

本専門家は、「ホ」国教育省次官および担当技官、国立教育大学数学担当教官をカウンター

活動

パートとして、以下の活動を行う。

ア 基礎教育セクター動向の情報収集・分析および政策的助言、技術的支援範囲の検討を行う。(教育基本法改訂、新カリキュラム改訂、教員養成及び教員研修システム(「国家教師教育制度(SINAFOD)」)の改訂、教育省年間計画策定・実施、ドナー支援状況等の動向把握)

イ 基礎教育セクターの動向のうち、特に算数・数学教育に関して、JICAホンジュラス事務所が備上する現地コンサルタントにより実施される第3サイクル数学に関する現状調査の結果を分析し、課題を把握する。

ウ 算数・数学教育に関して、カウンターパートとともに次の業務を行い、既存の指導書/教科書(第3サイクル)の改善の方向性に関する提言書取りまとめに対する技術支援を行う。(IDB支援により配付される第3サイクル数学教員向け指導書、教科書の使用状況モニタリング、結果とりまとめ、教科書配布対象学校と非配布学校の数学授業観察及び生徒の学力、教員の意識等に関する比較調査の実施。第3サイクル数学教科書開発、印刷、配付状況に関する情報収集(民間教科書会社の動向等))

エ 「算数指導力向上プロジェクトフェーズ2」終了後、カウンターパートが継続している以下の活動に対して、技術的な支援を行う。(各県教育事務所が実施する算数教員(1~6学年担当)に対する現職教員研修への支援、地方レベルの現職教員研修のモニタリング)

オ 現地業務を通じて収集、分析した情報に基づき、「ホンジュラス教育基礎調査報告書」(2009年10月、基礎教育強化専門家作成)を更新する形で基礎教育セクターに関する調査報告書を取りまとめる。

投入

日本側投入 長期専門家1名(直営12.5MM)、PROMETAM開発教材英語訳費用、その他専門家活動に必要な経費

相手国側投入 カウンターパートの配置、執務スペース提供

外部条件 EFAおよびMDGs目標(教育関連)の達成に向けた教育省及び他ドナーの取り組みが継続する。
治安が悪化しない。

実施体制

(1)現地実施体制 教育省、国立教育大学、国立教育実践研究所(INICE)

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動
・青年海外協力隊派遣(基礎教育分野)
・「算数指導力向上プロジェクトフェーズ2」フォローアップ

(2)他ドナー等の援助活動
・米州開発銀行(IDB)が基礎教育第三サイクル(7~9学年)の教員用指導書、教科書の印刷、配布に対する支援を実施(借款)。
・ホンジュラス政府によるEFAコモンファンド2012年活動計画(案):①スペイン語・算数教材印刷配布、②教員1名体制学校における学校教育強化、③学校評価・証明システム導入。
・米、UNICEF、OEI等がプロジェクト型支援を実施。



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)オランチョ県思春期リプロダクティブヘルス強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Adolescent Reproductive Health in Olancho Department
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	保健医療-HIV/AIDS
分野課題3	ジェンダーと開発-共通
分野分類	保健・医療-保健・医療-人口・家族計画
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	オランチョ県の7市
署名日(実施合意)	2008年05月07日
協力期間	2008年06月01日 ~ 2012年05月31日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Secretaria de Salud

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス国(ホ国)では、人口の39%を15歳未満が占め(WHO2006)、人口における10代の若者の割合が大きいという状況の中、若年妊娠が増加しており、保健医療施設における思春期女性の出産件数割合は、全出産件数のうち35%を占めている(ホ国統計局2001)。妊産婦死亡率を見ると、全国では出生10万対110(UNDP2005)であるのに対し、12歳から14歳の妊産婦死亡率は出生10万対391、15歳から19歳の妊産婦死亡率は160と10代の妊産婦死亡率は全国値に比して高い数値を示しており、若年妊娠が妊産婦死亡や周産期死亡のリスクを大幅に高めると考えられる。

また、性行動調査によると、15歳までに妊娠の経験がある割合は10.7%、19歳では55.6%(ホ国統計局2001)と19歳の半数以上が妊娠の経験を持つ。他方、近代的避妊法を実行する割合は15歳から19歳の女性で19.6%(DHS2006)と低く、性交渉開始年齢の低年齢化や近代的避妊法の実行率の低さは、望まない妊娠のみならず、HIV/AIDSを含む性感染症のリスクを招く一因ともなっている。

若年妊娠はホ国における保健課題の一つであるとともに、妊娠後には進級の遅れや中退、低収入の仕事にしかつけないなど、ホ国全体の将来にも大きな影響を与えうる社会問題としての要素も含んでおり、その対策は急務となっている。

ホ国における若年妊娠を含む思春期リプロダクティブヘルスの問題は、若者に提供されている避妊や妊産婦ケアに関わる保健サービスのカバー率の低さやアクセスの問題、ならびにその質の低さが影響を与えていると考えられており、これらの問題解決に向けた取り組みは、妊産婦死亡率の減少等をはじめとするホ国保健状況改善、ひいては今後の社会状況の改善に資すると考えられる。

上位目標 オランチョ県の思春期妊娠率の低下に貢献する。

プロジェクト目標 性とリプロダクティブヘルスのケアを受けるオランチョ県7市の思春期の若者の数が増加する

成果

1. 思春期の若者がアクセスしやすい質の高い思春期リプロダクティブヘルス(ARH)サービス提供システムを構築する
2. 思春期の若者がARHサービスへアクセスしやすいピアシステムを構築する

3. 思春期の若者がARHサービスを利用することに積極的になる
4. ARHサービス提供のための管理・運営システムを構築する

活動 別添PDMのとおり

投入

- 日本側投入 1. 専門家: 1) 総括/ 思春期保健 2) モニタリング・評価・統計 3) 地域保健 4) ヘルスプロモーション 5) その他
2. 資機材: 1) 車両 2) 事務機材 3) その他
3. 現地業務費
4. 本邦研修

- 相手国側投入 1. カウンターパート 1) 公衆衛生副大臣 2) 保健推進総局長 3) 家族統合保健課長 4) 国家思春期統合ケアプログラム長 5) STI/HIV/エイズ課長 6) 国家精神保健プログラム長 7) 第15地域保健事務所長
8) 保健推進課長 9) セクター開発ユニット長 10) 思春期プログラム長 11) 品質保証ユニット長
12) 保健サービス提供課長 13) 精神保健プログラム長 14) 女性ケアプログラム長 15) サンフランシスコ病院院長 16) サンフランシスコ病院思春期クリニック長

2. 施設・設備等

1) JICA 専門家チーム用事務所 (含電話・ファクシミリ・電気等の適切な設備)、事務用家具・事務用品

2) プロジェクト用施設・設備

3. 現地費用 1) 運営・経常費用並びに維持管理費

外部条件

保健政策におけるARHの位置づけが大きく低下しない。

ARHに対する住民及び/もしくは団体組織の大規模な反対運動が起きない。

実施体制

(1) 現地実施体制 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee: JCC) 及びプロジェクト運営委員会を設置済み。前者は少なくとも年3回、後者は月1回開催する。

(2) 国内支援体制 特に国内委員会は設置していないが、必要に応じて、適宜国内の専門家に照会の上、プロジェクトを実施する。

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

1) 我が国の援助活動

2000年から2005年にかけて「第7保健地域(オランチョ県)リプロダクティブヘルス向上プロジェクト」ならびに2005年6月から2006年8月にかけてフォローアップを実施した。2006年度から2009年度にかけては、UNFPAとのマルチバイ協力「医療特別機材供与」が実施中である。また、2007年度から2009年度にかけて、AMDAによる草の根技術協力事業(草の根パートナー型)「エルパライソ県母子保健向上支援事業」が実施された。また、2009年度よりオランチョ県保健事務所に青年海外協力隊員(保健師)、またCESAMOやCMIへ協力隊員(エイズ対策、青少年活動等)が派遣され、同プロジェクトとの緩やかな連携が図られてきた(ただし、オランチョ県の治安悪化に伴い、2011年5月以降、同県からの協力隊員引き上げが予定されている)。

(2) 他ドナー等の

援助活動

1) CIDAによるシャーガス病対策活動。

2) UN6機関による「人間の安全保障基金」を使用した「若者の暴力減少プロジェクト」。

3) 2008年度から5年間、北部及び西部を重点としたCIDAによる「青少年のHIV/AIDS予防および生とリプロダクティブヘルス促進のための自治体領域における保健サービス支援」が開始予定。

4) UNICEF/GTZ/PRAIMの支援によるCOMVIDA(青少年活動グループ)が健康やスポーツに関するイベントを実施(首都を含む14都市)。

5) ASHONPLAFA (IPPF, USAID 関連) がコミュニティーへの家族計画サービスの提供を行っている。対象地区はオランチョ県を含む10県。



個別案件(専門家)

2015年05月29日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)シャーガス病対策アドバイザー (英)Chagas Disease Control Expert
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	ホンジュラス国テグシガルバ市及びIPCA加盟国(エルサルバドル、ニカラグア、グアテマラ)
署名日(実施合意)	2012年03月21日
協力期間	2012年06月03日 ~ 2014年06月02日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Health
日本側協力機関名	特になし

プロジェクト概要

背景

中米におけるシャーガス病対策の協力は、1991年のグアテマラにおける「研究協力」に始まり、媒介虫調査、防除法の確立に関する研究を1998年まで実施した。2000年に入り、次なる展開として上記研究成果をフィールドで活用すべく「技術協力(第一段階=アタックフェーズ)」を実施することとし、媒介虫対策(調査~殺虫剤散布から散布後評価)の徹底及び住民参加型監視体制の試行的構築を狙いとして、2007年まで中米3カ国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル)で技術協力プロジェクトを展開し、一定の成果を挙げて終了した。2008年からは、媒介虫対策の地域拡大及び住民参加型監視体制の構築・制度化を狙いとして、「技術協力(第二段階=サーベイランスフェーズ)」を展開すべく、4カ国(ニカラグアを追加)で引き続き技術協力プロジェクトを実施している。2011年にはホンジュラス、エルサルバドルのプロジェクトが、2012年にはグアテマラのプロジェクトが終了し、2014年までニカラグアにて協力を続ける予定である。なお、これらの協力過程では、1998年にWHOが中米7カ国を対象として“2010年までにシャーガス病の伝播中断”を目標とするイニシアティブ(IPCA)を提唱したことを踏まえ、WHO/PAHO(汎米保健機構)とのパートナーシップを重視してきた。具体的には、2004年から2007年までの3年間、個別専門家派遣を通じて、各国で展開する技術協力プロジェクトの実施促進も意識しつつ、IPCAの実施体制強化、中南米域内協力の強化、及びIPCA参加国のシャーガス病対策強化を狙いとして、中米域内への「広域協力」を実施した。2013年4月現在、ニカラグアでの技術協力プロジェクトはIPCAの行動計画に沿いつつ活動を実施している。

こうした長年に亘る各国への協力を通じて蓄積してきた知見は、各国関係者のみならず、IPCA参加国、IPCA事務局、WHO/PAHO、及び世界各国のシャーガス病対策関係者にとって非常に有益であり、当機構及び日本にとっても当該分野の技術優位性に寄与するものと考えられる。またこうした知見のとりまとめを通じて各国関係者の協力成果や効果のとりまとめに関する能力向上を図ることで、当該国保健人材の能力強化に広く貢献できることから、「これまでの協力の知見・成果及び効果を各国関係者と共に掘り起し、記録し、まとめ、共有する過程を通じて、協力成果や効果のとりまとめ及び共有に関する能力向上を図り、結果をIPCA域内に成果品として残すこと」を目的として、本件アドバイザー専門家を派遣することとした。

上位目標	ホンジュラスを中心としたIPCA加盟国(特にエルサルバドル、ニカラグア、グアテマラ)においてシャーガス病対策関係者の能力が向上する。
プロジェクト目標	研究協力・技術協力・広域協力を通じた20年来の当機構のフィールドでの協力経験をベースに、ホンジュラスをはじめとしたIPCA加盟各国関係者とともにこれまでの我が国のシャーガス病対策協力の知見の掘り起し、とりまとめ及び同結果のIPCA加盟国・機関の間の共有を図ることにより、各国のシャーガス病対策を促進するとともに、IPCA加盟各国のシャーガス病対策関係者の能力向上を図る。
成果	JICA専門家は以下、3-1及び3-2で言及される成果を達成するために必要なサービスをホンジュラス国に対して提供する。ただし、シャーガス病対策の広域的性格に鑑み、同専門家は他のIPCA加盟国(具体的にはグアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア)においても、同様のサービスを提供するものとする。 成果1.中米におけるシャーガス病対策の知見がまとまる。 成果2.中米におけるシャーガス病対策に関する知見がIPCA参加国・機関の間で共有される。
活動	全てのJICA専門家の活動はシャーガス病対策関係者の能力向上を目的として実施される。具体的な活動は以下のとおり。 成果1に資する活動 1-1 各国関係者との協議を通じ、協力成果の掘り起し及びとりまとめの重要性について周知を行うとともに、事業計画の策定及び成果品としての報告書の位置づけ・構成、分析のフレームワーク等を検討、立案する。 1-2 各国関係者とともに、各保健省や県保健局でのシャーガス病対策の実態調査(及びこれまでの協力から生じたグッドプラクティスなどの収集)を行う。 1-3 各国関係者とともに、上記2の調査結果を分析し、IPCA参加国が持続的にシャーガス病対策を促進するために有効かつ実現性が高い具体的活動の取り組み事例を中心とした報告書を作成する。 成果2に資する活動 2-1 報告書をIPCA参加国及びIPCA会合、ドナー会合等にて各国関係者とともに公表し、セミナー等を行う。 2-2 作成された報告書をJICA本部及び在外事務所と共有する。 2-3 JICA協力対象国の要望に応じ、報告書の知見や同知見に基づいた各国での取り組みに対する助言を行う。
投入	
日本側投入	1.短期(シャトル型)専門家の複数派遣(数か月程度の短期派遣を複数回繰り返す派遣形態。2012年6月以降、合計で24か月間の派遣を予定しているが、専門家本人の都合等により派遣時期や期間については変更の可能性あり) 2.同専門家活動に係る必要経費(研修、ワークショップ経費、教材作成費、運転手・アシスタント備上費)
相手国側投入	1. JICA専門家向け事務環境の適切な整備 2. 利用可能な全ての関連データ、資料、文献の提供 3. カウンターパート人材の任命・指名 4. 現地調査やサイト視察時の移動手段の確保 5. カウンターパート人材の出張経費及びプロジェクト事務所の管理経費の負担
外部条件	中米シャーガス病対策イニシアチブ(IPCA)によるホンジュラスに対する技術的、政策的な支援が継続する。 シャーガス病対策が継続して保健省の優先課題となる。
実施体制	
(1)現地実施体制	ホンジュラスを始めとしたIPCA加盟国(特にエルサルバドル、ニカラグア、グアテマラ)の保健省内の「シャーガス病対策プログラム」を主なカウンターパート機関としつつ、各国WHO事務所、他援助機関等とも活動の調整を行う。
(2)国内支援体制	活動の進捗に応じて、シャーガス病対策への協力経験のある関係者から適宜助言、支援を得る。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	各国におけるJOCV感染症対策との緩やかな連携 ホンジュラス(技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2003~2007)、個別専門家「広域プロジェクト運営」(2004~2007)、技プロ「シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2」(2008~2011)) グアテマラ(プロ技「熱帯病研究対策」(1991~1998)、個別専門家+JOCV+医療特別機材供与(2000~2002)、技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2002~2005)、「シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2」(2009~2012)) エルサルバドル(技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2003~2007)、「シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2」(2008~2011)) ニカラグア(技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2009~2014)) ホンジュラス:カナダ国際開発庁が2010年より5カ年計画で、シャーガス病・リーシュマニア対策に500万カナダドルを供与。
(2)他ドナー等の援助活動	

個別案件(専門家)－科学技術

2015年06月12日現在

本部/国内機関 :地球環境部

案件概要表

案件名	(和) (科学技術研究員)テグシガルパ市首都圏における地滑りに焦点を当てた災害地質学研究 (英) Hazard geology focusing on the landslides in Tegucigalpa
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	水資源・防災-土砂災害対策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	災害に強い社会づくりプログラム
援助重点課題	防災対策
開発課題	防災・災害対応
プロジェクトサイト	テグシガルパ市首都圏
協力期間	2012年02月15日 ~ 2014年02月14日
相手国機関名	(和) 工科大学(UPI)
相手国機関名	(英) Polytechnic University of Engineering

プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス共和国(以下、本国)は、中米に位置する人口710万人(2007年・世銀)、1人当たりGNI 1,800ドル(2008年・世銀)、面積11.2万km²の国である。</p> <p>本国は、COP15においてNGOのGerman Watchが発表した長期的な気候変動リスク・ランキングによると、1998年のハリケーン・ミッチによる甚大な被害が結果に反映されたこともあり、世界3位の気候変動に対する脆弱な国家とされている。本国の中でも、フランシスコ・モラサン県にあるテグシガルパ市首都圏は、雨季(5月-11月)を中心に熱帯低気圧の影響により、市中心部を流れる Cholteca川やその支流が氾濫して洪水が発生し土砂災害が頻繁に起こるなど、災害に対し脆弱な地域といえる。ハリケーン・ミッチでは、フランシスコ・モラサン県において、約600名の死者を出すなど、本国で最も大きな被害を受けた。近年でも2008年の熱帯低気圧16号や2010年の熱帯低気圧アガサ等により洪水・地すべり等自然災害が発生し、貧困層を中心とした市民の生活を脅かし、道路・橋梁などのインフラの被害による経済的損失をもたらしている。</p> <p>JICAは、2002年に開発調査「首都圏洪水・地滑り対策計画」により、テグシガルパ市の17地区の地すべり危険地域を分析し、現在、優先度が高い2地区を対象として「首都圏地滑り防止計画」(無償資金協力)により、地すべり対策工事を支援している。</p> <p>テグシガルパ市首都圏では、多くの地域において地すべりの危険性が存在するにも関わらず、地質・地形に関する学術的な研究が行われず、危険地域に関する情報の不足、地質・地形に起因する災害に対するリスク評価の能力不足が問題となっている。この問題に対処するため、ホンジュラス国内で唯一地質学科を有するホンジュラス工科大学(UPI)が中心となり、ホンジュラス地質協会(IGH)が設立され、学術的観点からの研究と知識の集積を図っているところである。</p> <p>しかしながら、IGHの中心メンバーであるUPIにおいても地質学部の歴史は浅く(2007年開設)、能力と知見が十分に備わっておらず、研究者の人数も現状では少ないことから、地すべりに関し自国内で研究し危険地域を把握し、また、危険地域を更新するに至っていない。このことから、UPIの地すべりに関する研究能力の強化のため、本国において防災や地すべり分野で支援の実績のある我が国に対し、研究員の派遣の要請があったものである。</p>
上位目標	UPI及びIGHが、他の関連機関を巻き込みつつ、ホンジュラスにおける災害地質学の分野において学術・研究機関の中心として機能する。

プロジェクト目標 UPIの地すべり判読、地すべりマッピング作成及び地すべりハザード評価に関する能力が強化され、IGHに共有される。

成果 1. UPIの地すべり及び関連する地質災害に関する知識・技術が強化・更新され、地すべり判読、地すべり危険度マッピングができるようになる。
2. UPIが、AHP法(階層分析法)及びGISを用いた地すべりのハザード評価ができるようになる。
3. 研究結果がまとめられ、関連ジャーナル、セミナー、書籍等により公開される。

活動 1-1 空中写真、地形図、地質図、関連データを含む地すべり災害データベースを作成する。
1-2 実体鏡等を用いて、空中写真の地すべり判読及び地すべり危険度マップ作成技術のトレーニングを行う。
1-3 1-1、1-2に関するセミナーを行う。

2-1 AHP法及びGISを用いて、地すべり及び関連する地質災害に関するハザード評価を行う。

3-1 研究結果や調査の結果を論文にまとめる。

3-2 セミナーや技術会議等を通じ結果について議論し、理解を深める。

投入

日本側投入 1.短期専門家 3名
2.在外事業強化費
3.携行機材費(実体鏡、携帯実体鏡等)

相手国側投入 1.カウンターパートの配置
2.研究実施に必要な執務室、施設スペースの提供
3.その他成果達成に必要な人員・施設・機材

外部条件 1.カウンターパートが交代せず、必要経費について継続的に負担する。
2.プロジェクト実施地域で、大規模な災害が発生しない。

実施体制

(1)現地実施体制 実施機関:工科大学(UPI)

関係機関:ホンジュラス地質協会(IGH:工科大学、環境省、市町村連合会、ホンジュラス地質学会、他)

※工科大学(UPI)は地質学の学科を有するホンジュラス唯一の大学である。そのUPIを中心として、政府等の関係機関をメンバーにIGHが設立された。

(2)国内支援体制 愛媛大学、山形大学、平成帝京大学

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

- ・技プロ「中米広域防災能力向上プロジェクト」においてコミュニティ防災を支援中。
- ・無償「首都圏地滑り防止計画」においてテグシガルバ市2地区(レバルト地区・ペリンチェ地区)の地すべり対策工を実施中。
- ・ノンプロ見返り資金を活用した「バンブー地区地滑り対策工事」(実施済)
- ・SV「地質学」(派遣中)



技術協力プロジェクト

2017年11月25日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト (英) Project for Strengthening of the Capacity Development of the Local Governments for Regional Development
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	社会・経済開発プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	社会経済基盤強化
プロジェクトサイト	全国
署名日(実施合意)	2011年09月20日
協力期間	2011年10月26日 ~ 2016年11月25日
相手国機関名	(和) ホンジュラス人権・司法・統治・地方分権化省 (2013年12月迄の内務・国民省が 2014年1月新政権により再編)
相手国機関名	(英) Secretary of Human Rights, Justice, Governance and Decentralization

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス(以下、ホ国)では、2009年6月に発生した政変により、各国からの援助の撤退、貿易の停滞等の影響が生じたが、2009年12月に民主的な選挙が実施され、2010年、ロボ政権(2010-2014)が発足した。以降、ドナー諸国による新政権の認知、援助の再開に加え、2011年6月には米州機構(OAS)にも復帰するなど、国内融和と国際社会からの信頼回復の取り組みを経て、2014年よりエルナンデス政権(2010-2014)が発足した。

ホ国の地方分権化は、1990年10月に施行された「地方自治体法」によって推進され、2004年には市に地域社会開発事業の計画・実施・管理を委任する「プロジェクトサイクル地方委任事業(DOCP)」が開始された。しかし、「ホ」国の市のほとんどは組織や人材面で脆弱な小規模な自治体であり、行政能力が低いため、分権化に伴って委譲される権限や資金を地域開発に十分に活かしてきていない。その結果、住民のニーズに合わない事業の実施や、不透明な資金の活用が顕在化している。また、選挙の度に市長が交代し、同時に市職員も入れ替えになる傾向にあり、市行政に知見が蓄積されにくいと言った課題がある。

このような状況を踏まえ、市の能力不足を補う方策として、市連合会の役割が重要性を増している。市連合会とは、個々の市では解決が難しい課題に対して対処することを目的に、近隣の複数の市によって設立される地域団体で、構成市に対して技術支援を提供する。市連合会は選挙による人事異動の影響を受けにくく、各種行政サービス向上に係る知見が蓄積しやすいという強みがあるため、市に対する支援の窓口として市連合会を活用するドナーが多い。

JICAは、2006年9月から2010年10月まで「西部地域・開発能力強化プロジェクト(FOCAL)」をホ国西部地域にて実施し、対象地域の市連合会及び市連合会を構成する市の能力強化支援を行ってきた。同プロジェクトは、住民参加のもと、市の現状調査(ベースライン調査)、開発計画の策定、事業実施の一連の開発プロセス(FOCALプロセス)を、市自らが実施できるようにすることを目的とし、そのために、支援対象のイギート市連合会に対して技術移転を行った。その結果、同市連合会及び対象10市に開発プロセスの知見が蓄積し、住民ニーズを踏まえた開発計画/事業の策定/実施、住民・行政間の信頼関係の強化、透明性の向上等が確認された。

上記の成果は地方分権を進めるための有効な手段としてホ国政府に高く評価されている。

同政府は、その長期的な国家開発計画である「国家ビジョン(2010-2038)」において、地方(市)が開発の担い手として、当該地域の開発計画の策定、行財政運営、プロジェクト実施のプロセスを、住民の参加を得ながら地方開発を進めるべきとし、地方開発のための地方分権化の推進と、市の能力強化を掲げている。そのためにFOCALプロセスを全国的に適用することに強い関心が示されているが、中央政府には十分な知見が蓄積されておらず、技術的・制度的な支援体制が整っていない。このような背景の下、ホ国政府は、FOCALプロセスを全国で展開し、地方行政の能力の向上を図るための支援を我が国に要請したところ、JICAは2011年10月から5年間の予定で、地方分権化・地方開発の計画立案、調整を担う内務・国民省(SEIP)をカウンターパートとし、SEIPから市連合会及び市、コミュニティへのFOCALプロセスの全国波及・定着を図るため「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」を開始した。なお、C/PであるSEIP(内務・国民省)は、2014年1月発足の新政権による省庁再編により、人権・司法・統治・地方分権化省(SDHJGD、以下「地方分権化省」)に改編された。

上位目標	「国家ビジョン」、「国家計画」の枠組みの下、市連合会及び市を通じて、全国レベルでFOCALプロセスが定着する。
プロジェクト目標	地方開発において、地域の資金や人的資源の活用が最適化され、住民が参加できるよう、市連合会の支援を通じ、対象市においてFOCALプロセスが適用される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方分権化省(SDHJGD)が他機関(協力機関、ドナー機関及びNGO)と連携し、FOCALプロセスを普及することが出来るようになる。 2. 市連合会がFOCALプロセスによって強化され、対象市に対する技術支援が行えるようになる 3. 市がFOCALプロセスで能力を得、地域開発の能力が強化される 4. 地方分権化省がAMHONや他機関と協力して市連合会を通じた自治体間でのFOCALプロセスの知見・経験の共有と普及のための支援を促進する。
活動	<p>成果1</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地方分権化省(SDHJGD)がFOCALプロセス・手法を習得する。 ②地方分権化省が市連合会に対して定期的にFOCALプロセスの研修を行い、連合会の市に対する指導のフォローアップ、モニタリングを行う。 ③地方分権化省が市連合会と共に、市が実施するFOCALプロセス(ベースライン調査、PDC・PDM作成)のフォローアップ、モニタリングを行う ④市から提出され、市連合会によりレビューされた市開発計画(PDM)の質の管理を行う。 ⑤地方分権化省が、FOCALプロセス普及のために他機関との間での連携協力について合意する。 ⑥地方分権化省が、中央-市連合会-市の支援・モニタリング体制・役割とPDMの登録、認証システムを整理する。 ⑦地方分権化省が、⑥で整理された体制・役割をPDM策定に関する現行省令に盛り込む。 ⑧FOCALプロセス実施による中長期的効果を中心に知見、経験を全国レベルで共有する。 <p>成果2</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市連合会がFOCAL担当者を配置し、活動予算を確保するよう働きかける。 ②市連合会にFOCALプロセスを指導する。 ③市連合会が対象市に対し定期的にFOCALプロセスの研修、監督、助言を与える。 ④市連合会が、FOCALプロセスにかかる対象市の成果品(PDM/PDC/LB)の質の管理を行う。 ⑤市のパイロット事業(PEM、PEC、PSP各1件)が計画通り実施(予算・期間・成果(品))されているかをモニタリングする。 ⑥市連合会の理事会で定期的に各市のプロセス進捗状況を市長と共有する。 <p>成果3の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市がFOCAL担当者を配置し、活動予算を確保するよう働きかける。 ②市が、FOCALプロセスを習得し、実施能力を強化する。 ③市が住民リーダーへ研修と指導を行い、ベースライン調査報告書及びコミュニティ開発計画(PDC)策定のプロセスをフォローする。 ④生活改善アプローチ(EMV)を通じて策定されたPDCに基づいて、年次コミュニティ計画(PAC)を各コミュニティが自主的に実行していくために市が支援を行う。 ⑤市がPDCを取りまとめ、市開発計画(PDM)を策定する。 ⑥市が策定されたPDMを市の予算編成に反映させ、事業計画についてコミュニティや関係者と合意を得る。 ⑦市が対象地域において事業の実施と管理を行う。 ⑧FOCALプロセスの簡素化/効率化を検討する。 ⑨FOCALプロセスの理解促進のために視聴覚教材を作成、配布する。 <p>成果4</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地方分権化省が、AMHONや他機関と、市連合会間や連合会加盟市間でのFOCALプロセスの共有、普及のための具体的な協力内容について協議する。 ②地方分権化省が、FOCALプロセス実施のための様々な活動のグッドプラクティスや工夫点、教訓を収集し取りまとめる。 ③地方分権化省が、AMHONや他機関と共にFOCALプロセス実施のための様々な活動のグッドプラクティスや工夫点、教訓について市連合会同士及び加盟市同士の技術交換を実施する。 ④地方分権化省が、市連合会間での技術移転、支援のあり方、方向性を検討し、推進していく。 ⑤地方分権化省が、市連合会及び市がグッドプラクティスなどを応用できるようフォローし、支援する。 ⑥地方分権化省及びAMHONのリンクされたウェブサイト上にFOCALの知見、経験を紹介する

ためにそのコンテンツを作成し、更新すると同時に、その運営、維持管理について両機関と協議する。

投入

- 日本側投入
- (1)長期専門家:チーフアドバイザー／地方行政、業務調整／コミュニティ開発
 - (2)短期専門家:能力開発・評価、生活改善・農村開発等
 - (3)機材供与(携行機材):車両等
 - (4)在外事業強化費:現地傭人費、NGO等委託費、教材作成費等
 - (5)本邦研修
 - (6)域内各国との経験共有

- 相手国側投入
- カウンターパート機関:地方分権化省(SDHJGD)
- ・C/P配置:プロジェクトアドミニストレーター1名、職員4名(専任)
 - ・一部研修経費(C/P職員現地活動費)
 - ・プロジェクトオフィス

協力機関:市連合会(MANCOMUNIDAD)、国内全市(298市)、全国市長会(AMHON)、
・研修・フォローのための人員・予算配置

外部条件

* FOCALプロセスのうち、事業実施に関わる費用は、現地リソース(社会開発省の貧困削減基金、ホ国社会投資基金、市の開発予算)、他ドナー(USAID、スペイン、スイス等)等の資金を活用する。

プロジェクト目標のための外部条件:地方分権化に関する政策が継続される。

成果1の外部条件:PDMIに関してSDHJGDによる認証を定める省令が承認される。

成果2の外部条件:市連合会がFOCALプロセスを指導するために要員と予算を確保し、継続的にFOCAL支援のために活用する。

成果3の外部条件:市がFOCALプロセスを実施するために要員と予算を確保し、継続的にFOCALプロセス実施のために活用する。

成果4の外部条件:AMHONや他機関がFOCALプロセスの共有、普及のための要員と予算を確保する。

実施体制

(1)現地実施体制

- 1.カウンターパート機関
・地方分権化省 市民参画局、地方自治体強化局、地方開発局

- 2.協力機関
・市連合会
・市政府(全国298市)
・社会開発包摂省
・AMHON(全国の市ネットワークの活用、一部対象地域におけるFOCALプロセスの推進における協力)

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

・JICA「西部地域・開発能力向上プロジェクト」(2006年9月～2010年10月):本事業は同プロジェクトの継続案件として、その成果を引き継ぎホンジュラス全地域に展開する。

(2)他ドナー等の援助活動

・AECID「地方自治体強化プログラム」、COSUDE「地方分権プログラム」、及びUSAID、KFW等:前プロジェクト同様、支援地域が重なるところでは、FOCALプロセスによって策定された市開発計画の中の事業実施に、これらドナーが資金支援を行う形で連携が取られている。
・また、プロジェクトを通じて作成される各コミュニティレベル(各戸レベル)の社会経済データ(参加型住民センサス調査結果)は、各ドナーが開発プロジェクトを行う上で貴重なデータとなるところ、各ドナーとの連携による同データの幅広い活用が図っていく予定。



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

案件概要表

案件名	(和) 地域警察活動支援プロジェクト (英) Training for the National Police on the Community Police Philosophy by Japanese Model
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	市民安全プログラム
援助重点課題	地域開発
開発課題	持続的地域開発
プロジェクトサイト	テグシガルパ・サンペドロスーラ
署名日(実施合意)	2008年12月16日
協力期間	2009年01月01日 ~ 2012年12月31日
相手国機関名	(和) ホンジュラス共和国 治安省
相手国機関名	(英) Secretaria de Seguridad

プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス共和国では、公共安全は治安省が所掌し、組織犯罪対策、一般犯罪対策、青少年凶悪組織犯罪対策、警察再強化の4つを柱とする戦略計画に基づき治安の維持・改善にあたっている。同省は治安状況改善には、市民参加による防犯体制の強化が不可欠と考えており、2002年に防犯警察総局の下にPrograma de Comunidad Mas Segura(より安全な地域社会プログラム)を設置し、7都市の10地域において警察と地域社会の関係構築・強化を目指す活動を試験的に開始した。</p> <p>セラヤ政権は、国家警察の人的・物的資源の限界を認識しており、犯罪に対応するには警察と市民社会の一層の関係強化が重要だとして、大統領令により首都並びに第2の都市であるサンペドロスーラ市に1,000の市民治安対策委員会(Mesa de Seguridadと呼ばれ、警察と地域社会が協働して治安対策に当たるための組織)を設置することを宣言した。また、後に治安対策委員会の運営マニュアルが策定され、同委員会の役割等も法制化が進んでおり、2007年6月末の時点では既に全国に6,497のMesaが形成されている。</p> <p>こうした取り組みの一方で、警察組織内部の人材の意識改革はなかなか進んでおらず、今後は市民警察活動の調整部局となっている「より安全なコミュニティー課(Division de Comunidad Mas Segura)」の強化を通じ、Mesaの主要メンバーや警察内部の人材への継続的な研修が必要となっている。</p>
上位目標	テグシガルパ市及びサンペドロスーラ市において日本を参考にした地域警察モデルの導入により犯罪の発生が減少する。
プロジェクト目標	ホンジュラスにおける日本を参考にした地域警察のモデルが、テグシガルパ市及びサンペドロスーラ市のパイロット地域での経験をとじて確立する。
成果	1.日本を参考にした地域警察についての成功事例が、パイロット地域において蓄積・運用される。 2.日本を参考にした地域警察についての研修を受けた警察官がパイロット地域の“Estaciones

Policiales Comunitarias”に配置される。

3.パイロット地域において、警察と地域住民の相互関係の連帯が向上する。

活動

- 1.1. パイロット地域の現状分析が行われる
- 1.2. 地域警察の現在の活動についての現状分析が行われる
- 1.3. プロジェクトにおける地域警察の初期モデルを定義する
- 1.4. パイロット地域の“Estaciones Policiales Comunitarias”の基盤整備を行う
- 1.5. 地域警察モデルのモニタリングシステムを構築する
- 1.6. 地域警察モデルの評価システムを構築する
- 1.7. 地域警察モデルの実施と適応化の経験を体系化する
- 1.8. 地域警察モデルの成功事例を評価する
- 1.9. 事例の蓄積から地域警察の初期モデルを修正する
- 2.1. 必要な研修内容について調査する
- 2.2. 研修計画を策定する
- 2.3. 研修計画に沿って研修を実施する
- 2.4. 地域警察モデルの研修の実践についてモニタリング・評価を行う
- 3.1. パイロット地域において、地域警察と地域住民の双方向のコミュニケーションを構築する
- 3.2. 地域との関係構築のための職務質問等のあり方について改善する
- 3.3. 市民安全についてパイロット地域の現状分析を行う
- 3.4. パイロット地域において社会貢献活動を行う
- 3.5. 地域住民に対して地域治安の共通問題について研修を行う
- 3.6. 地域における犯罪の事前予防について啓発活動を実施する

投入

日本側投入

1. 専門家派遣
2. 研修の実施
3. プロジェクトのEstaciones Policiales Comunitarias に必要な資機材
4. プロジェクトの実施に必要な支出

相手国側投入

1. プロジェクトのEstaciones Policiales Comunitarias に必要な基盤整備
2. 必要な人材の配置
3. プロジェクトのEstaciones Policiales Comunitarias に配置される警察官へ必要な装備
4. プロジェクトの実施に必要な支出

実施体制

(1)現地実施体制

- ・ホンジュラス国治安省
- ・ブラジル国サンパウロ州軍警察

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

地域別研修「中南米地域 治安対策強化セミナー」など、年間5件程度の本邦研修を実施中。平成19年度は、「中南米地域 治安対策強化セミナー」の帰国研修員よりフォローアップ協力の申請があり、市民警察をテーマとした治安省高官・上級警察官を対象としたセミナーが実施された他、Mesa de Seguridadの運営マニュアル作成への支援も行われている。

また、2006年より国連関係6機関が人間の安全保障基金を利用した青少年の暴力削減プログラムを3つの中規模都市(Juticalpa, Comayagua, Cholutecaの3市)で実施しており、ボランティア事業との連携を検討しているところである。

(2)他ドナー等の

援助活動

- ・台湾政府からの車両供与
- ・USAID等による、麻薬撲滅プログラム

個別案件(専門家)

2017年11月24日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

案件概要表

案件名	(和) CBR戦略向上のための能力強化 (英) Enforcement of the DIGEPEPDI's capacity for the improvement of CBR strategy
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	フランシスコ・モラサン県テグシガルバ市、タランガ市、インティブカ県エスペランサ市
協力期間	2012年04月01日 ~ 2015年03月31日
相手国機関名	(和) 障害者支援事務局
相手国機関名	(英) General Office of Development for the People with Disability

プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス(以下「ホ」国)ではNGOが中心となって障害者支援を活発に実施しているが、障害者向け施設の大半は首都圏に集中し、地方に住む障害者の多くはニーズに合ったサービスにアクセスできていない。現在、16の団体が各地で地域に根付いたリハビリテーション(Community Based Rehabilitation、以下「CBR」)プロジェクトを実施し、障害者のニーズに応えようとしているが、各団体が独自のやり方で対応しており、障害者のニーズにはまだまだ応えられていない。ソーシャルワーカー、特別支援教育教師、言語聴覚士、心理士などのチームに、地域ボランティアが協力して対応している団体もあるが、大半は障害者の身内と地域ボランティア数名で何とか実施している状況である。</p> <p>地方在住の障害者の生活の質(Quality of Life、QOL)が向上するためには、その地域内のリソースが有効活用され、障害者が遠くまで出向かなくてもニーズにあったサービスを受けられるようになることが不可欠であるが、そのための関係省庁からのコミットメントは十分ではない。「ホ」国は2008年に「国連障害者の権利条約」を批准し、同年、内務省内に障害者支援事務局(DIGEPEPDI)を設置して関連法整備を実施した。DIGEPEPDIは、法律で障害者分野の監督機関として定められ、教育、保健・医療、就労、インフラ等の関係省庁と連携した障害者支援に関する取り組みを進めているが、設置から日が浅く、その機能は十分とは言えない。特に地方在住の障害者への支援については、DIGEPEPDIが統括している障害者団体コーディネーター機関に所属するNGO等へ助成金を支給することとまっている。CBR戦略ガイドラインも作成されているが、DIGEPEPDIの監督・指導機能や関係省庁のコミットメントは明確にされていない。「ホ」国の障害者支援サービス拡大のためには、地方在住の障害者も、よりニーズにあったサービスを受けられるようにならなければならないが、そのためには関係省庁からのコミットメントが必要であり、それを引き出すために監督機関としてのDIGEPEPDIのCBR推進機能の強化、及びDIGEPEPDIを通じた「ホ」国CBR戦略の向上が必要となっている。</p>
上位目標	CBRが活性化されることにより、地域ごとに障害者のニーズにあったより良いサービスを提供できるようになり、障害者がエンパワーされ、QOLが向上するとともに社会参加が促進される。
プロジェクト目標	DIGEPEPDIのCBR推進のための機能が強化され、関係省庁、CBR指導者、実施者等に対し、各地域での障害者支援の取り組みについて適切な監督・指導業務が向上する。
成果	1. DIGEPEPDIのCBR促進に向けた関係機関・組織との連携が強化される。

2. パイロットサイトにおいてCBR戦略が推進される。

活動

- 1-1 関係省庁による中央委員会を形成する。
- 1-2 DIGEDEPDIの政策広報戦略を実施する。
- 1-3 DIGEDEPDIの組織の認知度を調査する。
- 1-4 DIGEDEPDIの広報資料活用計画を策定する。
- 1-5 DIGEDEPDIの広報資料活用計画を実施する。
- 1-5 関係省庁のコミットメントが盛り込まれたCBR戦略ペーパーを策定する。
- 1-6 関係機関・組織を対象に障害者施策推進に向けた研修を実施する。

- 2-1 パイロットサイトにおいてCBRに取り組む住民メンバーを対象にCBRの概念に関する講習会を実施する。
- 2-2 パイロットサイトにおいてCBRに取り組む住民メンバーを対象にCBR戦略の実践方法に関する研修を行う。
- 2-3 CBR推進のためのファシリテーターを育成する。
- 2-4 地域住民の参加と組織化を働きかける。
- 2-5 地域委員会を形成する。
- 2-6 障害者に関する住民参加型調査を行う。
- 2-7 CBR推進のための活動計画を策定する。
- 2-8 CBR推進のための活動計画を実施する。
- 2-9 パイロットサイトでの活動成果をとりまとめ普及する。

投入

日本側投入 第三国専門家（組織機能強化、CBR、障害者政策）
在外事業強化費

相手国側投入 第三国専門家の執務スペース・事務用品の提供
DIGEDEPDIスタッフの出張旅費

外部条件

- ・ホンジュラスにおける治安状況がさらに悪化しない。
- ・DIGEDEPDIが解体されない。
- ・DIGEDEPDIの方針が変更されない。
- ・コスタリカからの専門家派遣が中断しない。

実施体制

- (1)現地実施体制
- 1. 中央機関
 - 障害者支援事務局
 - 2. 地方での実施機関
 - CBRを実施中のNGO

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

- ・ボランティア派遣：障害者関連施設にこれまで延べ60名以上のボランティア(養護、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー等)を派遣。現在SV1名、JOCV5名が障害者支援を行うNGO3団体で活動している。うち2団体は本プロジェクトのパイロットサイトでCBRプロジェクトを実施しているNGOで、プロジェクトとの緩やかな連携を図っている。
- ・第三国研修：コスタリカ第三国研修「コミュニティに根差したインクルーシブな開発」にプロジェクト関係者を参加させ、知識・能力強化を図っている。
- ・フォローアップ協力を通じ、本邦研修「中米・カリブ障害者自立生活」の帰国研修員が立ち上げた「自立生活ムーブメント」による障害者人権擁護活動を支援。
- ・オランダNGO「The Danish Association for the Disabled」がホ国の障害者支援NGOを対象に組織強化を実施中。
- ・世界保健機構の協力のもと、保健省、国立自治大学、社会保障機構が連携し「障害者の口腔衛生プライマリーケア改善のための能力強化プロジェクト」を実施予定。

(2)他ドナー等の
援助活動



個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

案件概要表

案件名	(和)ホンジュラス共和国北部メソアメリカ生物回廊管理 (英) Management of Natural Resources and Watersheds of Mesoamerican Biological Corridor of Honduran Atlantic
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	北部(ラ・セイバ、テラ、プエルト・コルテス)
協力期間	2010年09月01日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)天然資源省
相手国機関名	(英) Secretariat of Natural Resources and Environment

プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス北部のカリブ生物回廊(CBC)は、グアテマラ東部のイサバル保護区とホンジュラス東部のリオ・プラタノ生物圏保護区(RHBRP)を結ぶカリブ海側の生物回廊として重要な位置にある。また、海岸から山岳部の雲霧林帯まで多様な生態系を擁し、高い生物多様性を有している。一方、同地域にはラ・セイバ、テラ、プエルト・コルテス等の都市が含まれ、それらの都市部とその周辺を中心に、生態系の分断化(Fragmentation)が進行している。</p> <p>本プロジェクトは、同回廊地域における自然資源と生物多様性の劣化、および3分の2が貧困層とされている当該地域住民の環境に対する脆弱性増大と生活の質の劣化の問題に焦点を当てている。</p> <p>欧州連合(EU)の資金援助(2500万ユーロ)により、持続可能な自然資源管理(特に小流域管理)を通して生態系の連続性を回復し、生物多様性を保全することを目的としたプロジェクトが2007年9月(終了予定2012年11月)から実施されている。</p> <p>現在、上記プロジェクトは、15保護地区(47万ヘクタール)という広大なサイトで展開されており、同分野に従事する人材の能力・経験が不足していることから、早急に対応しなければならぬ保護対象小流域選定業務が滞っている状態である。</p>
上位目標	ホンジュラスにおける天然資源の持続的 management への貢献を目的として、生物回廊の政策、法令・規定、プロモーションのメカニズムと手段が整備される。
プロジェクト目標	生物回廊に係るセクター間委員会にホンジュラスの生物回廊の戦略と政策を作成するためのツールが整備される。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 国家・地域レベルのセクター間委員会が設置される。2. ホンジュラス生物回廊の戦略と政策の方針が作成される。3. プロジェクトの経験・教訓がまとめられる。
活動	<ol style="list-style-type: none">1. 関連機関の特定、コーディネーション方法の構築、各機関の業務見直し、調和化と管理プロセス促進2. 問題分析、法的枠組み・政策決定プロセス確認、これまでの経験整理、セクター間委員会強化、戦略・ツール作成支援、共有化、法的枠組みのデザイン作成

3. 各活動の内容整理、印刷、共有

投入

- 日本側投入
 - ・第三国専門家
 - ・調査にかかる車両並びに機材の手配
- 相手国側投入
 - ・カウンターパート人材(天然資源省内EUプロジェクトコーディネーター、環境アナリスト、生物回廊コーディネーター)
 - ・アトランティダ県ラ・セイバ市にある事務所執務スペース
- 外部条件
 - EUプロジェクトが予定通り実施される。

実施体制

- (1)現地実施体制 天然資源省を中心機関として、セクター間委員会を設置

関連する援助活動

- (2)他ドナー等の援助活動 欧州連合(EU)の資金援助(2500万ユーロ)により、持続可能な自然資源管理(特に小流域管理)を通して生態系の連続性を回復し、生物多様性を保全することを目的としたプロジェクトが2007年9月(終了予定2012年11月)から実施されている。



個別案件(専門家)

2017年12月15日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名 (和) 地方女性のための生活向上支援
(英) Assistance for the improvement of the life of women in the rural area

対象国名 ホンジュラス

分野課題1 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3 農村開発-農村生活環境改善

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 社会・経済開発プログラム

援助重点課題 地方開発

開発課題 社会経済基盤強化

プロジェクトサイト テグシガルパ市

協力期間 2012年10月01日 ~ 2014年09月30日

相手国機関名 (和) 家族支援計画

相手国機関名 (英) Family Assignment Program (PRAF)

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス政府(以下、ホ国)は2001年に貧困削減戦略文書(PRSP)を策定し、国の最重要課題である貧困削減に取り組んできた。PRSPでは、同国の貧困層の多くが社会的弱者(女性、子供、失業者など)であることから、「特定グループへの社会的保護」として社会的弱者支援を重要課題のひとつに掲げている。また、2010年に国会承認された「国家ビジョン2010-2038」、「国家計画2010-2022」でも「貧困削減」への取組は4つの国家目標のひとつに掲げられている。

大統領府直轄機関である家族支援計画(PRAF)は、社会的弱者の生活向上を目的としてプロジェクトを実施している。我が国はPRAFをカウンターパート機関とし、技術協力プロジェクト「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト(通称MeM)」(2003~2008)を実施した。プロジェクトでは様々な業種の女性グループの起業、また女性のエンパワメントについても成果が確認され、それら経験を取り纏めたMeMガイドラインとマニュアルも作成された。

しかしながら、これらの経験をPRAFの有する多くの普及員との共有や、他地域へ普及するなどには至っておらず、これら普及能力を高めるため組織の機能強化及び職員の能力向上の必要性が認められた。

こうした背景の下、「ホ」国政府は日本政府に対し、PRAF女性局の機能強化と職員の能力向上を図る個別専門家の派遣を要請した。

上位目標 地方貧困女性の生活が向上する。

プロジェクト目標 地方貧困女性の生活向上に向けた、PRAF女性局の機能が強化される。

成果 成果1 PRAF女性局の現状・課題が分析される。
成果2 スーパーバイザー向けTOT(Training of Trainers、講師のための研修)、普及員向け研修が企画、実施される。
成果3 PRAFの機能強化に関する提言が出される。

活動 1-1. PRAF事業計画における女性局の役割・位置づけ・体制業務方針・内容を確認した上で、女性局が地方貧困女性の生活向上支援を実施する上での主要課題を整理する。
この際、PRAFの他の事業、特に貧困層支援の中心的柱となっている条件付現金給付

(CCT)プログラムを行っている部署からの情報収集を行う。

1-2. 地方女性の生活向上支援を行うNGOについて、活動内容、PRAFとの連携可能性等、情報収集を行い整理する。

1-3. 明らかになった現状や課題について、ワークショップ形式などを用いた理解促進の支援を行う。

2-1. 上記を踏まえ、女性局の機能強化の観点から、現在実施されている研修プログラムの有無、種類、内容を確認・検討の上、スーパーバイザーを対象としたTOT、普及員対象の研修プログラムを、C/Pと協議しながら必要に応じ改訂あるいは策定する。その際、MeMガイドラインの活用、またPRAFの他事業との関係も考慮した研修内容とすべきか併せて検討する。またNGOに関し、調査・分析に基づき、研修実施の必要性を検討する。

2-2. 必要に応じて外部リソースなどを活用しながら、スーパーバイザー・普及員を対象とした研修ファシリテーション方法についての基礎的な研修の実施支援を行う。

2-3. 研修プログラムに基づき、スーパーバイザー対象TOTの実施支援を行う。

2-4. 研修プログラムに基づき、普及員対象研修の実施支援を行う。

2-5. 上記研修実施によって浮かび上がる課題、改善点等に基づき、地方貧困女性の生活向上のために必要な女性局の機能、業務内容、必要なキャンペーン等についてC/Pと協議・検討する。

2-6. 研修結果とC/Pとの協議に基づき、策定した研修プログラムの改善案を必要に応じ提案・実施検証を行う。

2-7. 研修を受けた普及員によるコミュニティ対象の研修を実施し、内容、結果等をモニタリング・評価する。それら結果を研修プログラムに反映させる。

3-1. 研修結果とC/Pとの協議に基づき、CCTプログラムや関連省庁の動向を視野に入れながら、女性局の機能強化に必要な項目を洗い出し、整理・分析する。

3-2. 現状分析、研修実施、C/Pとの協議を通じて抽出された課題を基に、PRAF女性局の機能強化に必要な体制、業務内容、研修内容等の提言をとりまとめる。

3-3. C/Pとともに、PRAF幹部へ提言を発表する。

投入

日本側投入 専門家(業務実施簡易型)1名

相手国側投入 カウンターパートの配置、オフィススペース、その他活動実施に必要な経費一部

実施体制

(1)現地実施体制 PRAFの中のDi-Muher(女性局)にて業務を実施する。Di-Mujerは、局長以下7名のスーパーバイザーを含め計14名の職員、16の県で計50名プロモーターを抱え、全国1,300の女性グループを支援している。また、PRAFの中にあるDi-Mujer以外の各局とも連携し、研修等を通して人材の能力強化を図る。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 前政権から引き継がれ現政権でも地方分権を通じた地方開発を重視しており、内務・国民省をカウンターパート機関として地方の行政能力向上を図る案件を実施している(「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」2011.10～2016.11)。
また、平成24年度要望調査要請案件で、現在継続検討中の「CCTプログラム向上計画プロジェクト」は、同じくPRAFが実施する条件付現金給付(CCT)プログラムを、より貧困削減に資するプログラムとするために強化・補完することを目的としたものである。
あり、本コンサルタントは、女性局とCCTプログラムとの効果的な連携を提案・推進することにより、PRAF全体の貧困削減のための機能・能力強化に貢献することも期待されている。

(2)他ドナー等の援助活動 1) 零細企業支援についてのドナー会合が存在するため、適宜情報共有などを行う。
2) アメリカ平和部隊がMeM手法に関心を有し、過去に研修等に参加したことがある。

個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

案件概要表

案件名	(和) 大気汚染モニタリング強化 (英) Training in Monitoring Air Quality: Gases and Suspended Particles
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	環境管理-大気汚染・酸性雨
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	テグシガルパ市及びサン・ペドロ・スーラ市
協力期間	2010年09月01日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和) 天然資源省
相手国機関名	(英) Secretariat of Natural Resources and Environment
プロジェクト概要	
背景	<p>ホンジュラス国政府及び関係調整機関は、適当な機材並びに人材不足から、大気の質及び汚染に関し十分な情報を入手できない現状にある。ホ国政府は、スイスコンタクト(COSUDE)の支援協力を得て、1995年-2001年の間、大気中のオゾン、窒素及び鉛等の元素調査を実施していたが、その後、機材の故障などから調査が困難となり、関連数値のモニタリングはなされていない。</p> <p>2001年の調査では、粒子状物質については、161.0 μm/立方メートルを記録しており、世界保健機関(WHO)が定める平常値50 μm/立方メートルの約3倍強の値を記録している。また、大気汚染の主要因とされる浮遊粒子状物質は、平常値75 μm/立方メートルの約8倍616.1 μm/立方メートルと測定されたことから、近年大気汚染原因の究明が望まれていた。しかし、機材の故障、人材不足などにより十分なモニタリング環境が整っていないため、現在、大気汚染と人間の健康及び経済状況に関して、十分な因果関係が把握できない状態にある。</p> <p>上記課題に対応するため、大気汚染改善の戦略及び規則を構築し、ホ国主要都市の大気の質を改善する必要があることから、本件要請が提出された。</p>
上位目標	大気の質管理国家計画に位置付けられる大気汚染モニタリング施策が実施される。
プロジェクト目標	温室効果ガスの発生を緩和し、住民の健康保全を目的とした、大気汚染分析についての情報を得るための、大気汚染モニタリング調整機関の職員の能力強化がはかれる。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気の質モニタリングを実施する調整機関技術者が組織化される。 2. メキシコ-ホンジュラス関係機関間で、モニタリング作業における恒常的なネットワークが確立される。 3. 現存の資機材、及び今後投入する大気モニタリング機材の正当性についての評価及び適切な修正を通して、テグシガルパ及びサン・ペドロ・スーラにおける大気の質モニタリング強化のための予算の見直し、承認が推進される。
活動	1. ホンジュラス人技術者10名~15名に対する、大気モニタリング、環境・大気汚染・国内ネットワークの構築に関する研修会の実施

[研修内容]

- (1) 現存機材に関する調査とモニタリング強化に必要な機材の調査
- (2) モニタリングマニュアルの作成
- (3) モニタリングネットワークの構築

2. メキシコ人専門家による大気汚染モニタリング実施機関等の調査及び助言

投入

日本側投入

1. 第三国専門家
2. 専門家の活動経費及び機材の購入等

相手国側投入

1. 第三国専門家の執務室及び機材の提供、車輛の貸与
2. 第三国専門家がホンジュラス国内で実施する研修費用

外部条件

ホンジュラス政府の大気の質管理国家計画が変更されない。

実施体制

(1) 現地実施体制

1. 中央政府
 - －天然環境省 (SERNA)
 - －同省汚染管理調査センター (CESCCO)
2. 地方自治体
 - －テグシガルパ市役所及びサン・ペドロ・スーラ市役所環境課

関連する援助活動

(2) 他ドナー等の
援助活動

1994-2003年の間、スイス(COSUDE)の支援協力を得て、大気モニタリングが実施されていた。右モニタリング数値を参照し、天然資源省は、UNDP、世銀の支援を得て、大気の質管理国家計画を作成している。また、これら援助機関の支援により、メキシコのマリオ・モリナセンター(民間シンクタンク)技術者のホンジュラス短期派遣が2008年9月に実施されており、テグシガルパ市及びサン・ペドロ・スーラ市における大気モニタリングネットワーク構築に係る研修会を開催している。